

# 船舶事故調査報告書

令和5年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	令和5年4月4日 18時55分ごろ
発生場所	京浜港東京第2区晴海棧橋国立研究開発法人専用棧橋 晴海信号所から真方位298° 100m付近 (概位 北緯35° 38.8′ 東経139° 46.3′)
事故の概要	旅客船Celebrity Cruise IIは、漂流中、南南東風により圧流されて棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和5年4月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 Celebrity Cruise II、145トン
船舶番号、船舶所有者等	130094、株式会社ブルームーンマリン（船舶管理人 A社）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）（履歴限定）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に凹損等 棧橋 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風速 約3～5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：18時05分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長が乗り組み、接客係7人及び旅客114人を乗せ、京浜港東京第2区のレインボーブリッジ北方海域を遊覧する目的で、法定灯火を表示し、晴海信号所の南西方の海域に向け、同区竹芝棧橋の南方にある水上バス発着所を出発した。</p> <p>船長は、操舵室中央部の舵輪の前に立って操船に当たり、機関長と共に目視による見張りを行いながら約2～3ノットの対地速力で手動操舵により南東進し、レインボーブリッジを背景に写真撮影を行う目的で、晴海信号所南西方約200mにおいて、船首を南南西方に向けて漂流を開始した。このとき、本船の船尾から‘晴海棧橋にある国立研究開発法人の専用棧橋’（以下「本件棧橋」という。）までの距離は約200mであった。</p> <p>本船は、風速約3～5m/sの南南東風を左舷船首に受ける状況下、両舷主機を前後進させながら船首方位を南南西方に保持していた。</p> <p>船長は、本船が本件棧橋に向けて圧流されていることを認め、レーダーで本件棧橋との距離を確認したが、レーダーレンジが0.5海里であったので、レーダー画面上では本件棧橋が本船の近くに表示されて正確な距離を把握できなかったものの、本件棧橋まで十分に距離があり、左舷船首に受ける風が弱く急速に本件棧橋に圧流されることは</p>

	<p>ないと思い、船首方位を南南西方に保持する操船を続けた。</p> <p>本船は、約10分の間、南南東風により少しずつ本件棧橋方に圧流され続け、左舷船尾部が本件棧橋に衝突した。</p> <p>A社は、平成5年から所有の船舶を横浜港、東京港等において遊覧の目的で運航し、平成18年からは本船も運航していた。</p> <p>船長は、ふだん、レインボーブリッジを背景に写真撮影を行う場合、レインボーブリッジと晴海棧橋の中間付近で漂泊していたが、本事故当時は、同中間付近に他船が停泊していたので、ふだんより本件棧橋に近い場所で漂泊することとした。</p> <p>船長は、本船の船尾と本件棧橋との距離を監視する乗組員等を船尾部に配置していなかった。</p> <p>本船は、GPSプロッターを設置していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、風速約3～5m/sの南南東風を左舷船首に受ける状況下、船首を南南西に向けて漂泊中、船長が、本件棧橋に向けて圧流されていることを認めたものの、本件棧橋まで十分に距離があり、急速に本件棧橋に圧流されることはないと思い、船尾部と本件棧橋との距離を確認せずに船首方位を保持する操船を続けたことから、本件棧橋に向けて圧流され続け、左舷船尾部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、左舷船首に受ける風が弱かったことから、急速に本件棧橋に圧流されることはないと思っていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、風速約3～5m/sの南南東風を左舷船首に受ける状況下、船首を南南西に向けて漂泊中、船長が、本件棧橋に向けて圧流されていることを認めたものの、本件棧橋まで十分に距離があり、急速に本件棧橋に圧流されることはないと思い、船尾部と本件棧橋との距離を確認せずに船首方位を保持する操船を続けたため、本件棧橋に向けて圧流され続け、本件棧橋に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船長は、本事故後、船位を正確に把握し、漂泊する場合には岸壁等から十分な距離を確保することとし、特に、岸壁（棧橋を含む）については、50m以上の距離を確保することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、棧橋等に接近して漂泊する場合、船尾部等への乗組員の配置、レンジを適切に調整したレーダーの活用等により、本船と棧橋等の距離を正確に把握し、棧橋等から安全な距離を確保すること。</li> <li>・棧橋等に接近して遊覧する船舶の船舶所有者は、船位を正確に把握できるGPSプロッター等の航海設備を設置することが望ましい。</li> </ul>